

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第 24 号

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則(平成 19 年 4 月 1 日規程第 43 号)第 5 条の規定によるほか一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 8 年 2 月 26 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 資格及び調達をする役務の種類

令和 7 年度において北海道公立大学法人札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

(1) 契約

札幌医科大学昇降機保守業務その 2

(2) 資格

札幌医科大学昇降機保守業務その 2 に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 役務の種類

昇降機の保守業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第 3 条に規定する者でないこと。

(2) 同取扱規則第 4 条各号に規定する者でないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等でないこと。

(5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

(7) 札幌市内に本店、支店又は営業所を有していること。

(8) 昇降機検査資格者で、過去 2 年以内において、三菱電機(株)製の昇降機の各種プログラム修正を含む、フルメンテナンส์保守点検を良好に行った実績のある者(常勤である者に限る。)が所属していること。

(9) 故障等の緊急時において、迅速な対応が可能な者であること。

(10) 過去 2 年間(令和 6 年度以降)に 1 の契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した者であること。ただし、複数年契約を実績とする場合は、契約期間が 1 年以上経過した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(10)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員(組合が指定する組合員)の値の合計値とすることができる。

4 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 提出期間 令和 8 年 2 月 26 日(木)から令和 8 年 3 月 6 日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の
毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出先 札幌市中央区南 1 条西 17 丁目
北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係(大学管理棟 1 階)
電話番号 011-688-9539(直通)

(3) 申請方法 持参または送付することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 審査結果 申請者に通知する。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に限定されるものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

【別記】

○ 2の資格要件(5)及び(6)関係

令和7年度に有効な道の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(種類は問わない。)を有する者は、税を滞納していない者及び法定保険届出等の義務を履行している者として扱う。

【参考】

〔北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則〕 抜粋

第3条

売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第25条に規定する競争入札に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

第4条

次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者